

# RULE 京都橘大学人権侵害防止に関するガイドライン

## I. ガイドライン制定の趣旨

本学は、「自立・共生・臨床の知」という教学理念および日本国憲法、教育基本法、男女雇用機会均等法、労働基準法等に則り、男女平等を尊重し、学習、研究、労働の権利を保障し、人権侵害のない環境をめざして、このガイドラインを定めます。

## II. 本学と構成員の責務

学長は、このガイドライン及び「京都橘大学人権委員会に関する規程」を定め、「人権委員会」を設置し、その委員を任命します。

人権委員会は、人権侵害の防止・対応並びに人権啓発に関する全学的な施策を策定し、その実施について学長が責任を負います。

本学構成員は、このガイドラインの趣旨を理解し、相互に人格を尊重し、人権侵害の防止に努めなければなりません。

## III. 人権侵害の定義

人権侵害とは、日本国憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定されているように、法の下での平等の侵害、思想・信条・良心の自由及び言論の自由に対する差別的取り扱い、プライバシーの侵害、相手の意に反する性的言動や身体的接触、その他基本的人権を侵害するような取り扱いにより相手の尊厳を傷つける行為をいいます。

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、インターネットや携帯電話を用いた誹謗、中傷なども人権侵害行為です

## IV. ガイドラインの対象・適用範囲

- (1) 本学の構成員である教職員（専任・非常勤など勤務形態を問わない）及び学生（大学院生・学部生・留学生・研究生・科目等履修生、公開講座の受講生など本学で教育を受ける者）のすべてをこの適用対象とします。
- (2) 本学の構成員相互間において起こった人権侵害行為については、学内外、授業・課外活動、勤務時間の内外、それらが起こった場所・時間帯を問わずこれを適用します。
- (3) 卒業生及び退職した教職員についても在学・在職中に起こった過去の被害については、これを適用します。
- (4) 本学の構成員の学外者に対する人権侵害行為については、当事者間に就労・就学等の利害関係のある場合に限りこれを適用します。

## V. 人権侵害の防止

人権委員会は、「京都橘大学人権委員会に関する規程」に

則り、人権侵害を防止するために、以下のような活動を行います。

- (1) 人権侵害防止のためのパンフレットやポスターの作成。
- (2) 学生・教職員に対する啓発活動。
- (3) 管理職に対する特別研修。
- (4) 人権侵害の加害者に対する特別研修。
- (5) 人権侵害の概要の公表など情報の提供。なお、公表に際しては、当事者のプライバシーを侵害しないよう配慮します。

## VI. 人権侵害への対応

### (1) 相談窓口

人権侵害を受けた本学構成員は、相談窓口の人権相談員に相談することができます。相談窓口は以下の所に設けます。

- ・ 学生相談室
- ・ 医務室
- ・ 教職員の人権相談員（半数以上は女性）

相談は本人、代理人又は友人によってすることができます。

相談は面談だけでなく、手紙・電話・電子メールなどでも受け付けます。人権相談員への連絡方法はパンフや掲示板等に表示します。

人権相談員は相談者の悩みを聞き、相談者のとるべき方法（苦情処理の申し立てまたは調査の請求）について、必要な相談に応じます。また、カウンセリングなどの手配をすることもできます。

### (2) 相談後の手続き

人権相談員は、相談を受けた時は、人権委員会の委員長に報告します。

人権委員会の委員長は、相談者の意向を聞き、苦情処理の申し立てを行う場合は、その手続き（改善措置または調停）を行い、その結果を学長に報告します。

相談者が調査請求を行う場合は、ただちに学長に報告します。

### (3) 苦情処理の申し立て

人権委員会の委員長は、相談者が苦情処理の申し立てを希望する場合、必要に応じて人権救済委員会を設置し、改善措置または調停の手続きを行います。また緊急性が認められるときは、臨時的措置として、被申立人に対しただちに当該行為をやめるよう勧告することができます。

### (a) 改善措置

改善措置とは、比較的軽微な人権侵害につき、人権救済委員会が、被申立人への注意等で解決する手続きをいいます。

人権救済委員会は、当事者双方の事情聴取を行った上で、申立人が希望しかつ人権救済委員会が改善措置相当と判断する場合は、被申立人に対し勧告するなど改善措置を行います。この場合、人権救済委員会は改善措置の内

容を人権委員会に報告し、人権委員会は学長に報告します。

(b) 調停

調停とは、人権侵害を当事者双方の話し合いで解決する手続です。

人権救済委員会は、当事者双方から事情聴取を行った上で、申立人が調停を希望し、かつ人権救済委員会が調停相当と判断する場合は、調停を行います。

人権救済委員会は、調停が成立したとき、合意事項を文書に作成し、人権委員会に報告し、人権委員会は学長に報告します。

なお、本学としての措置が必要な場合には、人権委員会が対応策を付して、学長に報告します。

(4) 申し立ての取り下げ・不成立による終了

人権委員会ならびに人権救済委員会の委員は、申立人の救済を優先し、被害の揉み消しをはかるようなことをしてはなりません。

上記委員がこれに反した場合には、申立人は当該委員の交替、または苦情処理の申し立ての取り下げ・不成立を申し出ることができます。

申立人はいつでも改善措置または調停の取り下げをすることができます。

人権救済委員会は、相当な期間が経過しても合意が成立する見込みがないときは、人権委員会に報告の上、改善措置または調停を不成立として終了させることができます。

被申立人は、正当な理由がない限り、人権救済委員会または人権委員会が行う事情聴取や改善措置、調停の手続き等を拒否することができません。

## VII. 調査の請求

(1) 調査請求

調査請求による調査とは、次のような場合に、学長が「人権調査委員会」を設置して、事実関係の調査を行うことをいいます。

- (a) 申立人が調査を請求する場合
  - (b) 人権委員会が、改善措置が困難と判断した場合
  - (c) 調停が不成立に終わった場合
- (b) (c) の場合は申立人の同意を得て行います。

(2) 人権調査委員会

人権調査委員会は、客観性・中立性・公平性を確保するために、必要に応じて外部から弁護士などを委員に加えることができます。ただし、その事例を取り扱った人権相談員は委員になることができません。

人権調査委員会は、当事者及び関係者から事情を聴取し、事実関係を明らかにします。この場合、関係者の名譽・プライバシーなどに注意を払わなければなりません。

(3) 調査の終了

人権調査委員会は、原則として2ヶ月以内に調査を終了し、調査結果をただちに人権委員会に報告します。

人権委員会は、必要な場合には、さらに当事者の意見を聴取することができます。

人権委員会は、人権調査委員会の報告及び本委員会の調査に基づき、当該事実が人権侵害に該当するか否かの判断を行います。

人権委員会は当該事実が人権侵害であると認定した場合には、本学として適切な措置がとられるよう、その対応策を付して学長に報告します。

## VIII. 学長・部長・事務局長等のとるべき措置

(1) 学長は、人権委員会から報告を受けたときは、当該学部・事務局・各部（教員・学生が対象となる場合には学部、事務職員が対象となる場合には事務局、学外者が対象となる場合には該当する部）に対して、被申立人への対応及び関連する措置についての検討を要請します。

(2) 当該学部・事務局・各部は被申立人への対応、学習・研究環境や労働環境等の環境改善策を検討し、学長に報告します。

(3) 学長は当該学部・事務局・各部の意見を尊重し、必要な場合には理事会に報告し、法人としての対応を要請します。

(4) 学長または理事長は、被申立人の人権侵害が認定された時には、学則・就業規則等に基づき適切な処分を決定します。処分決定の過程で、必要な場合には、被申立人の意見を表明する機会を保障します。

(5) 学長は、本学としての措置を、当事者に告知します。なお、公表が相当と認められる場合には、当事者の人権に配慮した上で措置及びその理由を学内に公表することができます。

## IX. その他

(1) 人権侵害の被害者に対して、本学は救済措置をとるよう努力します。

(2) 人権侵害について相談窓口の人権相談員に相談したり、苦情処理の申し立て、調査請求をしたことを理由として不利益な扱いを被ることはありません。

(3) 人権侵害の相談や苦情処理の申し立て、調査請求をしたことに対して、被申立人が報復をすることを禁じます。もし、報復行為がなされた場合には、本学として、必要な措置をとります。

(4) 人権侵害別の相談・苦情処理・調査に際して、虚偽の申し立てや偽証をすることを禁じます。

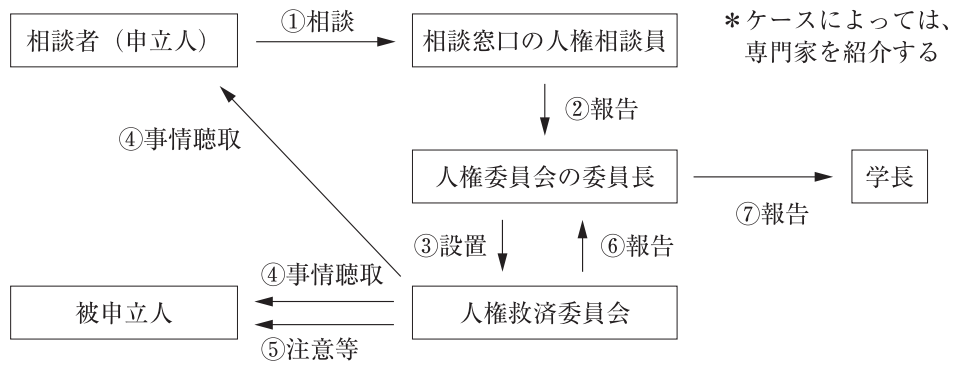
(5) 人権相談員、人権委員会の委員、人権救済委員会の委員及び人権調査委員会の委員は人権侵害に関する職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはなりません。任期を終えた後も同様です。

(6) このガイドラインは、必要が生じた場合、見直し・改訂を行うものとします。

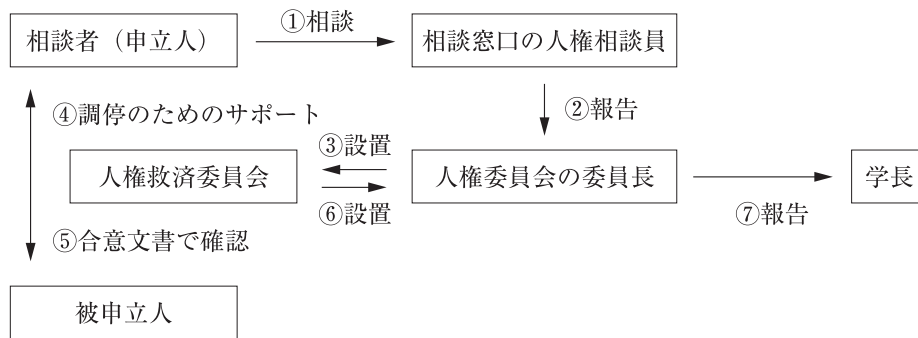
このガイドラインは2008年7月28日から施行します。

このガイドラインの施行をもって、「京都橘大学セクシュアル・ハラスメントに関するガイドラインは」廃止します。

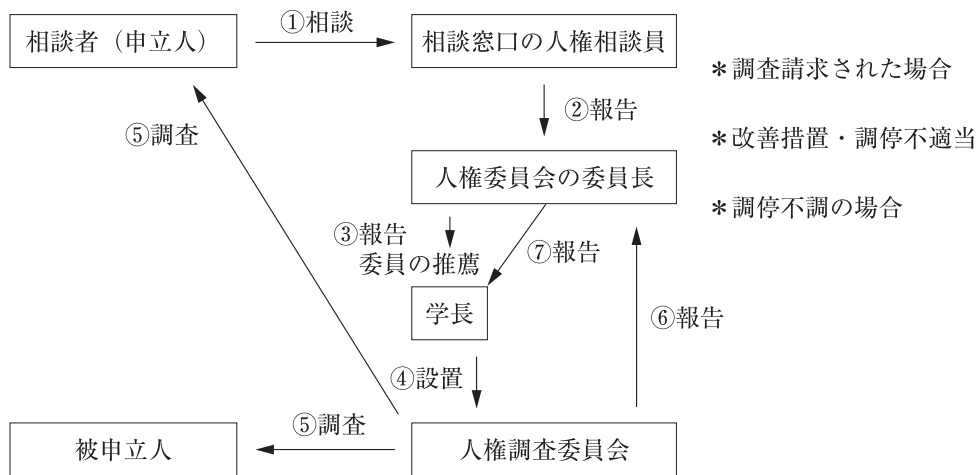
第1段階：苦情処理の申し立て（改善措置の手続き）



第2段階：苦情処理の申し立て（調停の手続き）



第3段階：調査請求の手続き



対応：学長・部局長等のとるべき措置

